

### 家族介護教室を開催します

在宅介護の知識や技術を習得していただくための教室です。  
 開催日時 1月29日、2月5日、2月12日、2月19日（いずれも木曜日・全4回）10時～15時  
 講師 日本赤十字社家庭看護法指導員  
 会場 総合福祉センター  
 対象者 在宅介護をしている方、関心のある方（できるだけ全日程参加できる方）  
 募集人員 20名  
 参加費 無料（昼食は各自用意）  
 持参する物 筆記用具  
 動きやすい服装で参加ください。



月日	内容・時間
1月29日(木)	開講式 ・講話「健やかな老年期を過ごすにあたって」 10:00～12:00 ・実技「日常生活における介護の実際」(内容)居室・移動 13:00～15:00
2月5日(木)	・講話「自立に向けての介護」 10:00～12:00 ・実技「日常生活における介護の実際」(内容)排泄 13:00～15:00
2月12日(木)	・実技「日常生活における介護の実際」(内容)食事 10:00～12:00 ・実技「日常生活における介護の実際」(内容)衣服・清潔 13:00～15:00
2月19日(木)	・実技「家庭における看護の実際」(内容)床ずれについて 10:00～12:00 ・講話「家庭における看護の実際」(内容)痴呆とは 13:00～15:00 閉講式

申し込み締め切り 1月21日(水)  
 申し込み・問い合わせ先 福祉事務所長寿福祉係  
 ☎22 1400

### 市の選挙は投票日前も電子投票に「期日前投票制度」が12月から施行

従来の不在者投票よりも投票がしやすくなりました。公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が昨年12月1日から施行されました。この制度の創設により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなりました。さらに白石市は、市の選挙（市長選・市議選）では、選挙期日前の投票も「電子投票」で実施できるようにになりました。なお、投票期間が公示日や告示日の翌日からになりましたので、ご注意ください。

期日前投票Q&A  
 ◎ 今までの不在者投票はどうなるのですか？  
 A 名簿登録地での不在者投票は、原則として「期日前投票」に移行します。なお、名簿登録地以外や病院、老人ホームなどでの不在者投票は従来どおり行われます。投票開始日が変わると聞きましたが？  
 A 従来は、公示日や告示日の当日から不在者投票ができましたが、新制度では、「公示日または告示日の翌日」に変更になりましたのでご注意ください。  
 ◎ 市選挙管理委員会  
 ☎22 1315

### 「コミュニケーション」助成で「移動用音響設備」を購入しました

白石市婦人防火クラブ連合会では、昨年11月に財団法人自治総合センターから、宝くじの受託事業収入を財源とした平成15年度自治宝くじ「コミュニケーション」助成を受け、移動用音響設備を購入しました。この設備を活用した講習会・訓練などを通じて、家庭における火災予防思想の普及と防火思想の向上を図ります。各地域でこの設備を利用したい場合は事務局の生活環境課まで。



◎ 生活環境課 交通防災係  
 ☎22 1314

### 交通遺児等育成資金貸付制度・介護料支給制度について

「交通遺児等育成資金貸付制度」とは、自動車事故が原因で保護者が死亡したり、保護者が重度の後遺障害を残すこととなったために生活が困窮している家庭の子どもたちの健全な育成を図るため、義務教育終了までの成長期に経済的な手助けを行う貸付制度です。「介護料支給制度」とは、自動車事故が原因で、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排せつなど日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態である方に支給する制度です。  
 ◎ 自動車事故対策機構  
 仙台主管支所  
 ☎022 262 6790



### 国民年金からのお知らせ

20歳になったら国民年金20歳になると、いろいろな権利と義務が発生しますが、国民年金への加入も大切な義務です。【国民年金とは】「老齢、障害または死亡によって生活の安定が損なわれることがないよう、社会全体で支える制度です。そのため、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入を義務付けられています。【手続きは】20歳になった時点で加入手続きをしなければなりません。なお、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、同時に国民年金に加入していることになり、国民年金に加入する必要はなくなります。【手続きは不要です】厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方は、20歳になったとき、配偶者の勤務先を経由して社会保険事務所に届け出が必要になります。【手続きを怠ると】病気がケガなどで障害が残ったときに障害年金を受けられなくなり、また、将来のあなたの老齢年金額が少なくなったり、全く受けられなくなる場合があります。保険料を納めることは、自分自身の年金受給権を確保していくことです。また手続きがお済みでない方は速やかに手続きを！

### 農業委員会 選挙人名簿登録申請について

農業委員会選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で調製されます。次の要件に該当する方は、平成16年1月1日現在の状況を、「農業委員会選挙人名簿登録申請書」に記入押印して、1月10日までに提出することになります。選挙権を有する方 市内に住所を有し、年齢満20歳（昭和59年4月1日までに生まれた方）以上の方で次の要件を備える方 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方 その方の同居の親族（6親等内の血族または3親等内の姻族）またはその配偶者であって年間におおむね60日以上耕作に従事する方 選挙権を有する方 市内に住所を有し、年齢満20歳（昭和59年4月1日までに生まれた方）以上の方で次の要件を備える方 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方 その方の同居の親族（6親等内の血族または3親等内の姻族）またはその配偶者であって年間におおむね60日以上耕作に従事する方

### 検察審査会のご紹介

もしもあなたの家庭が、交通事故にあい大けがをしたら。しかも相手の自動車運転手が一方的に悪いはずなのに、何の刑事処分も受けていなかったら。検察審査会は、刑事裁判手続に国民の一般的な良識を反映させて、よりよいものにするために設けられ、法律施行55周年を迎えました。選挙権を有する国民の中から無作為に選ばれた11人の検察審査員が、被害者からの申し立てなどをもち、検察官が加害者を裁判にかけない処分（不起訴処分）といふ善し悪しについて審査するところです。審査の申し立てには、費用は一切かかりません。仙台検察審査会事務局では、相談を受け付けておりますので、問い合わせください。  
 ☎022 222 6111



平成15年分の「源泉徴収票」が送付されます。国民年金や厚生年金保険、共済組合などから支給される老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法の規定上、雑所得として取り扱われ、課税対象となります。老齢基礎年金、老齢厚生年金、通算老齢年金などの老齢年金受給者には、1月末までに社会保険業務センターから「源泉徴収票」が送付されます。源泉徴収票には、平成15年中に支払われた年金額や社会保険料、源泉徴収税額、控除内容などが記載されています。源泉徴収された方は、原則として所得税の確定申告をする必要はないことになっています。しかし、二つ以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与所得がある方などは、確定申告を行わなければなりません。なお、障害年金や遺族年金は課税対象となっておりませんので、源泉徴収票が送付されません。

◎ 市民課 国民年金相談係  
 ☎0224 51 3111  
 ☎22 1312

